

中部地方整備局における 情報公開に係る取り組みについて

赤尾隆秀

中部地方整備局 総務部 総務課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

平成13年4月1日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）」が施行され15年経過しました。中部地方整備局においては、年間約4,500件を超える開示請求が行われており、その事務処理についての負担は少なくありません。

この度、情報公開法施行15年という節目を迎え、これまでの中部地方整備局の情報公開に係る取り組みについて振り返り、現状における問題点等を確認し、今後の「情報公開」のあり方について検討していきたい。

キーワード：「情報公開」「説明責務」「コピーサービス」

1. はじめに

はじめに本章では、「情報公開法」が制定された経緯や目的等を確認します。

（情報公開法第1条）

「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

図-1「情報公開法第1条（抜粋）」

この法律は、行政機関の保有する全ての行政文書を対象として、誰でもその開示を請求することができる権利を定めています。

この行政文書の開示請求権を手段として、政府が国民に対して持つ説明責務（アカウンタビリティ）を全うすることと、行政のあり方を最終的に決定するのは国民であることを明確にして、民主的な行政の推進に資することを目的としています。

本法律が制定された背景の一部としては、国民の行政不信により行政の諸活動に対して透明性を求める声が大きくなり、情報公開が行政を監視するうえ

できわめて大きな効果を持つという国民の期待が高まり、「情報公開法」が制定されました。

中部地方整備局においても「情報公開法」に基づき、行政文書の公開が適正かつ円滑に実施されるよう情報公開のための窓口を設け、適切に事務処理が行われています。

事務処理の流れについては、以下の「図-2」のとおりです。

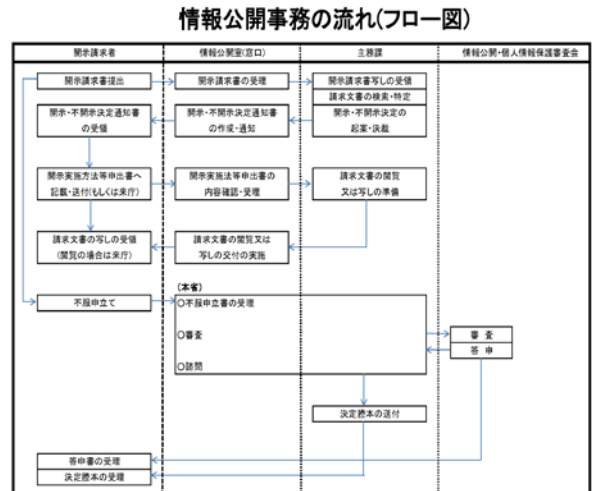


図-2「事務の流れ」

2. 中部地方整備局の行政文書の開示請求件数の経過とその現状について

(1) 行政文書の開示請求件数の経過と推移

下記の図-3は、この10年の行政文書の開示請求件数を示しています。概ね右肩上がりです。件数が増加しています。

平成27年度の行政文書の開示請求の件数は、約4,600件程度であり、10年前と比較すると請求件数は5倍以上に増加しています。

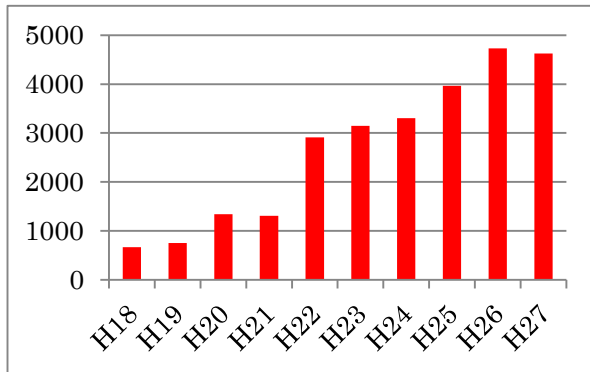


図-3 「年度別の開示請求件数の推移」

また、平成 22 年度以降、行政文書の開示を求める請求件数が大幅に増加しています。

この増加の要因の一つとして、直轄工事における設計書について、契約履行中の単価等については、不開示と判断していましたが、平成 21 年度の（＊）「情報公開・個人情報保護審査会」において調査審議の結果、直轄工事の設計書（単価等）は工事履行中であっても不開示には当たらないとの答申がなされ、以後、当整備局においても、本答申を尊重し、工事契約後に直轄工事における設計書等については行政文書の開示請求があれば、全部開示するという処分を行うこととしました。

このことが契機となり、行政文書の開示請求件数の大幅な増加につながることとなりました。

（＊）開示請求者当の不服申立に対し、公正かつ中立的に調査審議を行う第三者機関

工事履行中の工事設計書について1次単価表の単価を不開示としている件について
 契約変更に係る予定価格は、当初の予定価格に対する工事請負の落札金額を勘案して
 推算しているものであり、本件単価を開示することにより、工事請負業者に当初
 の予定価格が推測され、契約変更に係る予定価格も一定の精度で推測されたとしても、
 国は当初の予定価格に対する落札金額から得られた工事請負業者の見積努力の成果をあ
 らかじめ確保したまま、契約変更協議に臨んでおり、財産の利権及び発注者としての
 地位は確保されているということになり、不開示情報に該当するとは認められない。

図-4 「参考：情報公開・個人情報保護審査会答申」
 （平成 21 年度(行情)答申第 53 号)【抜粋】

(2) 行政文書の開示請求者の内訳

情報公開法においては、「企業」、「団体」、「個人」を問わず行政文書の開示請求をできることになっています。

平成 27 年度の開示請求者の内訳については、9割以上が「民間企業（業者）」からの請求となっています。

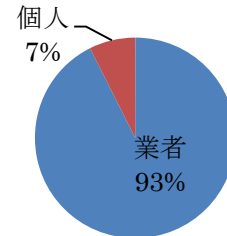


図-5 「行政文書の開示請求者の内訳(平成27年度)」

(3) 行政文書の開示請求内容の内訳

平成 27 年度の行政文書の開示請求内容の内訳については、直轄工事、調査及び測量業務における設計書や設計業務の成果品の開示を求めるものが大多数を占めています。

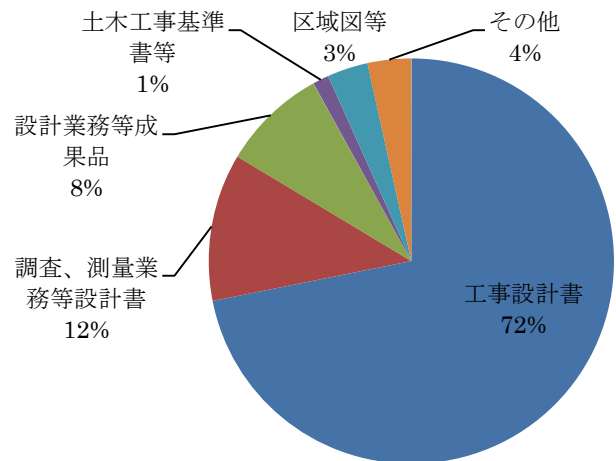


図-6 「行政文書の開示請求の請求内容内訳(平成27年度)」

(4) 行政文書の開示決定等の状況

平成 27 年度の行政文書の開示決定等の状況は、下図-7 のとおりです。行政文書中に「個人に関する情報」や「法人等に関する情報」等が含まれている場合は、当該部分については、マスキングをして部分開示を行っております。

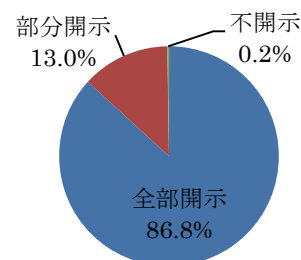


図-7 「行政文書の開示決定等の状況内訳（平成27年度）」

5. 「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について」による情報提供の推進

平成 27 年 3 月 27 日 各府省情報統括責任 (CIO) 連絡会議において、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針」が決定されました。

この基本方針の中で、反復継続的に開示が見込まれるような情報は、一般に国民からのニーズが高い情報であり、開示請求を行うことなく求める情報を得られるように、行政機関側から積極的に情報提供を図るとする方針が示されました。

また、同年 7 月 22 日には、具体的な取組みを定めた「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について (情報公開に関する連絡会議申合せ)」が通知され、国民からのニーズ、関心が高いと考えられる情報については、ホームページ等にて積極的に情報提供を図っていくことが示されました。

このことは、当整備局で行われてきた情報公開に対する取り組みが時代を先取したものであることが証明されたと考えるとともに、今後においても、国民に対し引き続き積極的な情報の開示を行うと共に、国民と行政側に双方メリットが生まれるような仕組みづくりについても検討していきたいと考えております。

6. 行政サービス実施による効果の検証

平成 27 年度においては、前記のとおりコピーサービスを周知した効果もあり、近年において初めて行政文書の開示請求の件数が減少しました。

また一方では、コピーサービス件数は前年 (平成 26 年度) に比べ 4,210 件増加 (総数は 16,000 件) となり、開示請求と合わせた全体総件数では、近年増加の一途をたどっています。

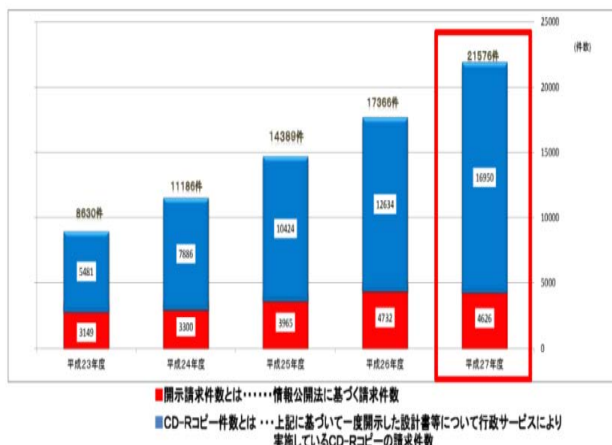


図-10 「コピーサービス及び開示請求件数の推移」

開示請求件数減少の要因として、考えられるのは、

- ① コピーサービスを開始して約 5 年が経過し、制度が一定程度周知されたこと。
- ② 平成 27 年 7 月から中部地方整備局ホームページ内に情報公開のページを作成し、10 月からコピー可能な (一度開示された設計書等) リスト (一覧表) を掲載したことにより開示請求からコピーサービスに一部転換が図られた可能性があることが考えられます。

また、コピーサービスの内容等をホームページにて周知することにより、遠方に在住の方についてもホームページで当該リストを確認することにより、名古屋近郊への出張等の際に情報公開室に立ち寄り、複数件の設計書等をコピーし、即日持ち帰ることも可能となりました。

ホームページにリストを掲載してから平成 28 年 3 月末までの間に、約 150 名の方が遠方から来局され、約 1,140 件について設計書等の CD-R コピーがなされました。コピーサービス利用者からは、「ホームページの掲載により、利用がしやすくなった。」等の声も多くあり、行政文書の開示請求からコピーサービスに一部転換していることから、確実に事務量軽減につながっていると考えております。

7. むすび

情報公開法が施行され 15 年経過する間に、当整備局における情報公開についての事務処理については、行政文書の開示請求手続きを行うもの、行政サービスで対応しているものという区分けがなされるようになりました。今後も時代の流れとともに、情報公開の事務処理の方法もさらに変化していくものと考えております。しかしながら、行政の側としての第一の役割は、法律本来の主旨である国民に対し説明責任を果たすことに変わりありません。

日常業務を執り行ううえで、多数行われる情報公開の事務処理に追われていると、情報公開法の本来の目的を見失いがちになります。

このような発表の場を設けていただいたのを契機にし、今後においても開示請求する側 (国民) の視点で物事をとらえ、情報公開のあり方や求められているものが何かを常に頭に入れ、行政事務を執り行いたいです。

参考文献

「詳細 情報公開法」(総務省 行政管理局)